

と同様な予算を計上し、受託水道事業の運営が円滑にできますよう、ここに編成し提案した次第でございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、受託水道事業を運営していくための経費のみの収入でありまして、通常取り扱っている水道料金、そのほかの諸収入はすべて東京都水道局の会計の収入となります。関係上、本予算には計上しておりませんことは前年と同様でございます。

次に歳出でございますが、受託水道事業費は水道管理費と建設改良費とに分かれておりまして、水道管理費は一般経常経費を計上し、前年度に比し約一九％の増額となっております。建設改良費は拡張工事の配水管埋設の工事費等と同じく約二％の増額となっております。総体では約一三％の増額となっております次第でございます。

それでは、一ページをお開きいただきたいと思います。

第一条では歳入歳出予算総額をそれぞれ三億五千八百四十二万三千円にしようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、歳入のうちの受託水道事業収入の都受託事業収入といたしまして三億五千八百四十二万三千円、これが款一つで歳入となっております。

次に歳出ですが、歳出につきましては受託水道事業費、そのうち項におきまして水道管理費二億四千五百三十三万三千円、それから項の二としまして建設改良費一億一千三百十万円、合わせて三億五千八百四十二万三千円としようとするものでございます。この歳出の中身におきましては浄水費、配水費、給水費、受託事業費、業務費と五の項目に分かれております。さらに建設改良費につきましては水道改良費と水道建設費と二つの項に分かれております。

以上はなほ雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案とおり御可決賜りますようお願いし説明を終わります。

○議長（賀井喜代次君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番(岩田博君)

最近、非常に水道料金が高くなったけど、非常に各家庭でまづい水が飲まされてるわけですけど、それは直せばいい水が飲めるようになるというわけがあるが、どういうわけかというのを聞きたいんですが。

○水道事務所長(井上久男君)

お答えします。

大変に恐縮ですが、ちよと御質問の内容がちよとわかりにくいんでございますが、まづい水、うまい水というのは前回のときにお話ししたと、いますか、前回の議会等でもなつた問題だと思ひますけれども、現在、私の方で給水しております一日の配水量約一万二千トンないし一万三千トンでございますが、そのうちの二千トンないし三千トンにつきましては現在都分水を受け入れております。それ以外の約一万トンにつきましては、地下水の水源から上げております井戸水を使っております関係で、その水の受け入れ時点においては混入水といひますか、都分水も地下水も一緒にまざるようにした方法で給水を現在行っております。そんな関係でまづい水、うまい水というような問題よりも感觸の点で多少あるかもしれませんが、現在はそのような状態で行っております。

以上でございます。

○二十三番(岩田博君)

別に、じゃあ施設が壊れてるからということではなく、そういうことに関係なく水がまづいのか。

○水道事務所長(井上久男君)

現在は施設の壊れてるというのは井戸が一本休んでおります。これは第七水源が昨年来の台風のときに壊れまして、これを修繕し、いろいろとポンプの交換までしまして直したときがあります。これについては途中現在ございせんが、第二浄水場のところで全部、市民会館の利用のために切り回しをいたしました。現在使える状態ですが、第七水源のみは万一ウォーターハンマーによつての衝撃等によつて断水してゐますか、事故を起こすような場合があるともずいということ、その部分だけとめております。これは留とつなぐかえることによつて可能でございますが、これは近日中にやる予定でやっております。

以上でございます。

○六番(村尾栄次君)

水道課長にちよとお尋ねいたしますが、今度水道料の値上げで、非常に水道料が高くなつてきた。こういう事実がございしますが、それによつて各家庭の井戸を掘るというふうな話も出ることもありますか、そういうことが非常に都の規制によつて規制されているという状態でございますか。

現在までに掘った井戸というものも現在非常に多量に使用されているという事実がございますが、それについて規制するというような気持ちというものはございませんか。その点、一つ。

○水道事務所長(井上久男君) 村尾議員さんの御質問は、自家水の一般家庭用井戸のことを指しておられるんじゃないかと思われまうけれども、私の方で現在東京都という協賛して規制を見ているのが地下水のくみ上げでも深井戸でございまして。一般家庭の浅井戸については実績的には大量の水ということがなければ、規制は受けてはなんではないかと思われまうが、ただ、水質的に水が汚れております関係で、井戸を掘ってもむだだというので、むしろ掘らないんじゃないかと思っております。

○六番(村尾栄次君) 私の言うのは、その一般家庭についてではなく大量に使う病院等において、皆さん掘られております。その点につきまして一言お願いします。

○水道事務所長(井上久男君) 病院等の井戸も自家水で持っておる病院があります。しかし現在、福生病院等では市の水道を借りまして深井戸

を掘るのについてはこれは私の方の所管というよりも、むしろ衛生局の所管になると思っています。

以上でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は厚生

生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十七議案第二十九号 昭和五十年年度 福生市
公益質屋会計決算認定についてを議題といたします。

本議案について提案理由の説明を求めます。

(会計課長 石川和夫君 登壇)

○会計課長(石川和夫君)

御指名がございましたので議案第二十九号 昭和五十年年度 福生市公益質屋会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。本質屋会計につきましては、昭和五十年十一月三十日をもって廃止いたしました関係から四月一日より十一月三十日までの八カ月間の決算でございます。この間はほとんど整理期間でございました。

二ページをお開きいただきます。

まず歳入でございますが、予算現額二百五十六万七千円に對しまして収入済額二百四十五万七千七百七十五円でございます。その内容につきましては事業収入で八十四万七千七百七十四円、これは貸付金収入八十一万一千七百七十四円、それから流質処分金三万六千円でございます。

それから二番の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金で百二十四万七千三百七十一円でございます。

それから三番の繰越金でございますが、三十二万七千七百七十七円、これは前年度からの繰越金でございます。

四番の諸収入は四万二千五百五十三円、これは預金利子四万一千八百十三円、電話代七百四十円でございます。

次に歳出でございますが、予算現額二百五十六万七千円に對しまして支出済額二百四十五万七千七百七十五円、執行率九五・七%でございます。その内容ですが、まず統務費ですが二百四十五万七千七百七十五円、これは従事しております職員の人件費がほとんどでございます。約九七%を占めております。その他、それに伴います事務費等でございます。二百四十五万七千七百七十五円でございます。

以上歳入歳出差し引き残額ゼロと相なっております。

以上はなほに雑駁な御説明でございましたが、慎重御審議賜りまして原案とおり御認定賜りますようお願いいたします。

○議長（貫井喜代次君） 引き続き監査委員から監査の結果について報告を求めます。

（監査委員 大野行夫君 登壇）

○監査委員（大野行夫君） ただいま上程されております昭和五十年年度福生市公益質屋会計決算審査意見書につきまして申し上げます。

この手続きにつきましては、市長から提出されました決算書類が法令に準拠して調整されているか否かを検討するとともに、関係諸帳簿及び証書類との照合をいたし、計数の確認を行い必要と認められた審査を実施いたしました。

その結果は、付されました各証書類と公益質屋決算の引用状況は公益質屋の廃止に伴う八ヶ月間の整理期間の決算でありまして、決算書類は法令に基づいて調整されており、又、各計数は関係諸帳簿及び証書類とも照合の結果、適正であると認めた次第でございます。

以上でございます。

○議長（貫井喜代次君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○六番（村尾栄次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり認定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十九号は原案のとおり認定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第十八及び日程第十九の二案を一括して上程いたします。

日程第十八 議案第三十号 市道路線の認定について
日程第十九 議案第三十一号 市道路線の廃止について
以上二案を一括して議題といたします。

本二案について 提案理由の説明を求めます。

(建設課長 黒田登君登壇)

○建設課長(黒田登君) 御指名によりまして議案第三十号 市道路線の認定について、議案第三十一号 市道路線の廃止についての提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第三十号 市道路線の認定について、今回、福生多摩河原土地区画整理事業の完了に伴い、新設された道路を市道として再編成する必要が生じたため、道路法第八条の規定に基づき認定しようとするものであります。道路の内容であります。路線数は五十八本、延長一万七千五百二十四メートル、面積十一万六千六百六十六平方メートルであります。路線の名称については「田園地区」

の「田」をとり、市道田第一号線から市道田第五十八号線までとして取り扱う予定でございます。

次に、議案第三十一号 市道路線の廃止について、本案につきましては昭和五十一年三月十日以前に認定した多摩河原地区の市道路線を再編成するに伴い、従来の九十四路線について道路法第十条第一項の規定に基づき、ここに一括して廃止をしようとするものでございます。

以上二案について何とも慎重御審議の上、原案、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号及び議案第三十一号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

たゞいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案はともに建設委員
会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決
することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よて議案第三十号及び議
案第三十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二十請願第一号 国道十六号線側溝改善
に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたします。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君) 朗読を終わりました。

紹介議員 宮沢良一君から本趣旨の説明を求めます。

(二十番 宮沢良一君 登壇)

○二十番(宮沢良一君) 御指名をいただきましたので、本請願の紹介議員を代
表し、補足説明を申し上げます。

請願箇所及びその内容と実情は、たゞいま朗読のとおりでございます。横
田基地前国道十六号線側溝の排水は、基地前ドライブインあたりから五日市
街道、いわゆる福祉会館の通りの南部幹線にかけて流れ込んでいます。わ
けですが、この間、中間に側溝からあふれ出た排水を落とすという設備がありま
せん。したがって下流になるほど側溝から吹き出す排水量が多く、基地側が高い
か、基地前商店の方へ皆、流れ込む次第です。もう一カ所の陸橋下の野島が
ソリスタンド前付近ですが、この付近に集った雨水は、マンホールを通過して玉川台
町会から長い間、あたかも石油が吹き出すごとく、吹き出しておりました。地域の住
民からも請願がなされ、昨年市当局の御配慮により、応急措置をしていただき
ましたが、依然、国道からの雨水には悩まされています。市当局も再三、国に申し入
れをし、努力はされているようですが、いまだに解決されません。現地の実情から一日
も早く、国に側溝改善を要望すべきだと、本件請願を期に紹介の労をとった

次第であります。

何とも賢明なる議員各位におかれまして、地域住民の日常の苦を了解され、国に側溝の改善を強く要望されますようお願いいたしまして紹介説明を終わります。

○議長(賀井喜代次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(賀井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

請願第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長(賀井喜代次君) 日程第二十一陳情第一号 松生丸事件に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(賀井喜代次君) 本陳情書について、御意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(賀井喜代次君) 以上で意見を終わります。

陳情第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長(賀井喜代次君) 日程第二十二請願第二号 保育料の値上げ反対に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(賀井喜代次君) 朗読は終わりました。

紹介議員 原敏子君から本趣旨の説明を求めます。

(二番 原敏子君登壇)

○二番(原敏子君) 請願第二号 保育料の値上げに反対する請願書に対し、

紹介議員を代表して趣旨説明させていただきます。

保育園は働く人たちにとって欠くことのできない大事な施設です。二十世紀を担う子供たちが、いま全国で百四十八万人保育園に入園しております。この不況の中、福生市でも市民の生活は苦しく、やむなく働きに出る婦人がふえています。現在福生市には十カ所の保育園がありますが、このような社会情勢では、保育園に入園を希望する家庭が多く、入園できない子供たちもふえています。

このような現状の中で福生市では四月一日より保育料の値上げを実施しようとしています。この値上げが決まれば市民の生活はますます圧迫され、苦しくなることは目に見えています。又、公共料金の一つである保育料の値上げを検討するとき、広く市民の声を聞き、当事者及び関係者の意見を尊重してほしいと思います。三多摩二十六市のうち十二市は四月よりの値上げを見送り再検討するといわれています。

議員の皆さんの御理解をいただきまして、この請願が採択されますようお願いいたします。簡単ではありますが趣旨説明いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第二号中第一項については、予算とも関連がありますので、昭和五十一年度福生市一般会計予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。よき請願第二号中第一項

については、昭和五十一年度福生市一般会計予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、請願第二号中第二項、第三項、第四項はお手元に御配付の付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(貫井喜代次君)

日程第二十三請願第七号 中学校における完全給食実施に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を求めます。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

報告いたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

本件について引き続き本請願に対する委員会での審査の内容等を申し上げ補足説明をいたします。

本請願は御承知のごとく市内各中学校の多数の父母の方々の長年にわたる要望であり、又、本請願には多数の紹介議員もおられますので、本件に対して各委員全員、趣旨には賛成であり早期実施を望んでおりますものであります。しかしながら当委員会として、本請願が提出される以前に学校給食の事案として周知のごとく、特定事件として昨年十一月長野県佐久市の中学校の給食センターの視察等にも行っております。その後

においての委員会でも特定事件として本件の研究をいたしておりましたところ、十二月の定例会において本請願が当委員会に付託となり、十二月十五日の委員会において各委員の一致した意見で、現今の社会、一般的な観点から考え、昭和三十九年学校給食法の施行当事の国民の一般の食生活と、現今の国民の食生活の差は御承知のとおり格段の差があり、最近では学校給食の実施において、賛否両論が唱えられておる時代であるとの各委員の共通の意見でありました。又、学校給食のことで、子供の意見や父母の意見等の載った参考書があるかないか。あるならば参考にするので調べてもらいたい。又、都内都下二十六市の中学校の実施状況の資料の提出を願いたい。又、現段階での各中学校の校長の意見等も参考にしたい。又、日帰りのできる実施校の視察等も実施すべきであるとの各委員の意見でありましたので、今日に至るまでいろいろと審査の中での研究を重ねてまいりました。当委員会としては、各委員とも特別なる熱意を持って審査の結果、本案の学校給食の実施にあつては、なお一層生徒、父母の意見等を十分聴取していただくべく、現在の国民の食生活等、十分配慮願うて、時代に沿った完全給食の実施を願うようにという全委員の要